

令和6年3月26日

各関係団体の長様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町 10-52  
食品生活衛生課  
薬務課

いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について（通知）

県行政の推進については、日ごろから御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和6年3月13日付け健生食基発 0313 第1号及び医薬監麻発 0313 第5号により、厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長及び同省医薬局監視指導・麻薬対策課長から別紙のとおり通知がありました。

ついでには、貴会会員等関係者へ周知していただくとともに、いわゆる「健康食品」等と健康被害事例の関連が疑われた場合には管轄の保健所へお知らせいただく他、管轄の保健所による調査に御協力いただくようお願いいたします。

なお、「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について（平成14年10月4日付け医薬発第1004001号）」は、令和6年3月11日付け健生発 0311 第4号及び医薬発 0311 第2号により廃止されました。

担当 食品衛生グループ  
電話 082-513-3104  
(担当者 片山)

担当 薬事グループ  
電話 082-513-3222  
(担当者 勝原)